

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部健康づくり推進課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	療養費の支給
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	国民健康保険法 第54条第1項
基準規定	国民健康保険法施行規則 第27条
審査基準	<p>被保険者が次に掲げる事例のような場合であって療養費の全額を負担したときは、被保険者の属する世帯の世帯主による申請に基づき、療養の給付等に代えて療養費(一部負担金相当額を除く。)を支給することができる。</p> <p>(1) 療養の給付等を行うことが困難であると認めるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師の同意によりマッサージ・はり・きゅうを受けたとき。 ・コルセット等の補装具をつけたとき。 ・柔道整復師の施術を受けたとき。 ・輸血のための生血を利用したとき。 <p>(2) 被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所又は薬局その他の者について診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急その他やむを得ない理由で保険証を提出せずに診療を受けたとき。 ・海外旅行中にやむを得ず医療機関で診療を受けたとき。 <p>○国民健康保険法施行規則 (療養費の支給申請)</p> <p>第二十七条 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第五十四条又は法第五十四条の三第三項若しくは第四項の規定により療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した療養費支給申請書を保険者に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 療養を受けた被保険者の氏名又は個人番号 二 診療、薬剤の支給又は手当を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び所在地 三 診療又は調剤に従事した医師、歯科医師又は薬剤師の氏名 四 法第五十四条の規定により療養費の支給を受けようとする場合にあつては、療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費の支給を受けることができなかつた理由、法第五十四条の三第三項又は第四項の規定により療養費の支給を受けようとする場合にあつては、特別療養費の支給を受けることができなかつた理由 五 傷病名及びその原因、発病又は負傷の年月日、傷病の経過、療養期間並びに療養内容 六 療養につき算定した費用の額 七 被保険者証の記号番号 <p>2 前項の申請書には、同項第六号に規定する療養につき算定した費用の額に関する証拠書類を添付しなければならない。</p> <p>3 前項の証拠書類が外国語で作成されたものであるときは、その証拠書類に日本語の翻訳文を添付しなければならない。</p> <p>4 海外において受けた診療、薬剤の支給又は手当(第二号において「海外療養」という。)について療養費の支給を受けようとするときは、第一項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し 二 保険者が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書
標準処理期間	申請書受付月の翌月21日
更新日	平成29年3月28日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 健康福祉部健康づくり推進課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	特別療養費の支給
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	第54条の3第1項
基準規定	国民健康保険法 第54条の3第2項～第5項 国民健康保険法施行規則 第27条 第27条の5
審査基準	世帯主がその世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において療養を受けたときは、被保険者の属する世帯の世帯主の申請に基づき、その療養に要した費用について特別療養費(一部負担金相当額を除く。)を支給する。 算定方法は、被保険者証を提示して療養を受けた場合と同様である。
標準処理期間	申請書受付月の翌月21日
更新日	平成29年3月28日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部健康づくり推進課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	高額療養費の支給
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	国民健康保険法 第57条の2第1項
基準規定	国民健康保険法施行令第29条の2 第29条の3 第29条の4 国民健康保険法施行規則 第27条の12~15 第27条の17
審査基準	<p>1. 支給対象 被保険者が、同一の月にそれぞれの病院等で受けた療養について、自己負担額が次に掲げる限度額を超えた場合には、その超えた額を高額療養費として支給する。ただし、入院時食事療養費に係る標準負担額、差額ベッド料等を除く。</p> <p>2. 自己負担限度額</p> <p>(1) 70歳未満の被保険者</p> <p>ア 旧ただし書き所得901万円超…過去1年間の支給回数が1~3回 252,600円(総医療費が842,000円を超える場合超えた額の1%を加算) 過去1年間の支給回数が4回以上 140,100円</p> <p>イ 旧ただし書き所得600万円~901万円以下…過去1年間の支給回数が1~3回 167,400円(総医療費が558,000円を超える場合超えた額の1%を加算) 過去1年間の支給回数が4回以上 93,000円</p> <p>ウ 旧ただし書き所得210万円~600万円以下…過去1年間の支給回数が1~3回 80,100円(総医療費が267,000円を超える場合超えた額の1%を加算) 過去1年間の支給回数が4回以上 44,400円</p> <p>エ 旧ただし書き所得210万円以下…過去1年間の支給回数が1~3回 57,600円 過去1年間の支給回数が4回以上 44,400円</p> <p>オ 市民税非課税世帯…過去1年間の支給回数が1~3回 35,400円 過去1年間の支給回数が4回以上 24,600円</p> <p>注1「旧ただし書き所得」とは、前年の総所得金額と山林所得、株式の配当所得、土地・建物等の譲渡所得金額などの合計から基礎控除(33万円)を除いた額。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。</p> <p>注2 同一世帯で同一月に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合は、それらを合算して限度額を超えた分を支給する。</p> <p>(2) 70歳以上75歳未満の被保険者(後期高齢者医療制度対象者を除く。)</p> <p>ア 低所得者Ⅰ…負担割合1割、自己負担限度額:外来(個人ごと)8,000円、外来+入院(世帯ごと)15,000円</p> <p>イ 低所得者Ⅱ…負担割合1割、自己負担限度額:外来(個人ごと)8,000円、外来+入院(世帯ごと)24,600円</p> <p>ウ 一般…負担割合1割、自己負担限度額:外来(個人ごと)12,000円、外来+入院(世帯ごと)44,400円</p> <p>エ 現役並所得者…負担割合3割、自己負担減度額:外来(個人ごと)44,400円、外来+入院(世帯ごと)80,100円(総医療費が267,000円を超える場合超えた額の1%を加算、過去1年間に支給回数が4回以上の場合は、44,400円)</p> <p>注1「低所得者Ⅰ」とは、その属する世帯の世帯主及び被保険者である世帯員全員が市民税非課税であって、その世帯の被保険者全員の総所得金額(各種所得控除前の金額)が0円である者。</p> <p>注2「低所得者Ⅱ」とは、その属する世帯の世帯主及び被保険者である世帯員全員が市民税非課税の者。</p> <p>注3「現役並所得者」とは、被保険者である70歳以上75歳未満の者のうち、1人でも市民税課税所得(各種所得控除後の金額)が145万円(ただし、市民税課税所得が145万円以上であっても、世帯年収が520万円(1人世帯の場合は、383万円)未満の場合は、申請により「一般」の区分となる(各所得の区分は、政令で定められた基準額により判定される。)以上の所得がある者(同じ世帯の70歳以上の被保険者全員が該当する)。</p>
標準処理期間	申請書受付月の翌月25日 ただし、月末日に受け付けた申請書は翌月受付分とする
更新日	平成29年3月28日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 健康福祉部健康づくり推進課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	一部負担金の減免
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	国民健康保険法 第44条
基準規定	上天草市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予の取扱いに関する要綱 第5条
審査基準	<p>一部負担金の減額又は免除は、被保険者が次の各号のいずれかに該当したことにより、当該世帯の実収入月額が基準生活費に1.2を乗じて得られる額以下となった場合において、その世帯主の申請により、3か月以内の期間に限り行うものとする。</p> <p>(1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、その世帯の被保険者が死亡し、身体障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。</p> <p>(2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。</p> <p>(3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる事由に類する事由があったとき。</p> <p>上天草市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予の取扱いに関する要綱 (減額の割合等) 第5条 一部負担金の減額の割合又は免除は、次の表に定めるとおりとする。</p> <p>実収入月額が、基準生活費に1.1を乗じて得られる額以下の世帯 10割(免除)</p> <p>実収入月額が、基準生活費に1.1を乗じて得られる額を超え1.15を乗じて得られる額以下の世帯 7割減額</p> <p>実収入月額が、基準生活費に1.15を乗じて得られる額を超え1.2を乗じて得られる額以下の世帯 4割減額</p>
標準処理期間	概ね一週間
更新日	平成29年3月28日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 健康福祉部健康づくり推進課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	出産育児一時金の支給
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市国民健康保険条例 第5条
基準規定	上天草市国民健康保険条例 第5条
審査基準	<p>上天草市国民健康保険条例 (出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書の規定に該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を超えない額を加算するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>上天草市国民健康保険法施行規則 (出産育児一時金の支給申請) 第2条 条例第5条に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、1万6,000円を加算する。</p> <p>2 前項の規定による出産育児一時金の支給を受けようとする者は、出産育児一時金支給申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。</p>
標準処理期間	申請書受付月の翌月中旬頃
更新日	平成29年3月28日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 健康福祉部健康づくり推進課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	葬祭費の支給
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市国民健康保険条例 第6条
基準規定	上天草市国民健康保険条例 第6条
審査基準	<p>上天草市国民健康保険条例 (葬祭費) 第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として20,000円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。 上天草市国民健康保険法施行規則 (葬祭費の支給申請)</p> <p>第3条 条例第6条の規定による葬祭費の支給を受けようとする者は、葬祭費支給申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。</p>
標準処理期間	申請書受付月の翌月中旬頃
更新日	平成29年3月28日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 健康福祉部健康づくり推進課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	上天草市交流センタースパ・タラソ天草の利用の許可
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市交流センタースパ・タラソ天草の設置及び管理に関する条例 第5条
基準規定	上天草市交流センタースパ・タラソ天草の設置及び管理に関する条例 第5条
審査基準	<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 スパ・タラソ天草を利用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき。</p> <p>(2) スパ・タラソ天草の施設又は設備を損傷する恐れがあると認められるとき。</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。</p> <p>(4) その他スパ・タラソ天草の管理上支障があると認められるとき。</p>
標準処理期間	即日
更新日	平成29年3月28日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康福祉部健康づくり推進課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	上天草市交流センタースパ・タラソ天草の利用料金の減免
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市交流センタースパ・タラソ天草の設置及び管理に関する条例 第8条
基準規定	上天草市交流センタースパ・タラソ天草の設置及び管理に関する条例 第8条
審査基準	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第8条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国、又は地方公共団体、その他公共団体において公用又は公共用のために利用するとき。</p> <p>(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けているとき。</p> <p>(3) その他市長が特に必要があると認めるとき。</p>
標準処理期間	概ね2週間以内、ただし、第2号の規定に基づく場合は即日
更新日	平成29年3月28日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 健康福祉部健康づくり推進課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	未熟児療育医療給付事業
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	母子保健法 第20条第1項
基準規定	母子保健法 第20条第1項～第3項
審査基準	<p>1. 市は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。</p> <p>2. 養育医療の対象は、法第6条第6項に規定する未熟児であつて、医師が入院養育を必要と認めたものとする。なお、法第6条第6項にいう「正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのもの」とは、例えば、次のいずれかの症状等を有している場合をいう。</p> <p>(1) 出生時体重2,000g以下のもの</p> <p>(2) 生活力が特に薄弱であつて次に掲げるいずれかの症状を示すもの</p> <p>ア 一般状態</p> <p>(ア) 運動不安、痙攣があるもの</p> <p>(イ) 運動が異常に少ないもの</p> <p>イ 体温が摂氏34度以下のもの</p> <p>ウ 呼吸器、循環器系</p> <p>(ア) 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの</p> <p>(イ) 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分30以下のもの</p> <p>(ウ) 出血傾向の強いもの</p> <p>エ 消化器系</p> <p>(ア) 生後24時間以上排便のないもの</p> <p>(イ) 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの</p> <p>(ウ) 血性吐物、血性便のあるもの</p> <p>オ 黄疸</p> <p>生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの</p>
標準処理期間	10日
更新日	平成29年3月28日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 健康福祉部健康づくり推進課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱 第4条
基準規定	上天草市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱 第3条
審査基準	<p>日常生活用具の給付を希望する対象者の保護者は、上天草市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱に基づき次の各号に掲げる必要書類等を作成・添付し市長に提出するものとする。</p> <p>(1)様式第1号の記入に不備がないか (2)小児慢性特定疾病医療受給者証の添付 (3)調査書の添付 (4)見積書の添付 (5)課税証明書の添付(公募で確認できる場合は不要。)</p> <p>上天草市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱 (用具給付の対象者及び種目) 第3条 用具の給付対象者は、別表の「対象者」欄に掲げる小児慢性特定疾病児童等とし、その給付の対象となる用具は、同表の「種目」欄に掲げる用具とする。ただし、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による施策の対象者とはならない者に限る。</p>
標準処理期間	概ね3か月
更新日	平成29年3月28日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部健康づくり推進課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	被保険者証の返還命令
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	国民健康保険法 第9条第3項
基準規定	国民健康保険法 第9条第4項 国民健康保険法施行令 第1条 国民健康保険法施行規則 第5条の5～9
処分基準	<p>保険料(国民健康保険税を含む。)を滞納している世帯主が、当該保険料の納期限から1年(国民健康保険法施行規則第5条の6)を経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、次に掲げる場合を除き、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求める。</p> <p>(1) 納付できない特別の事情がある場合(国民健康保険法施行令第1条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。 ・世帯主又はその方と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。 ・世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。 ・世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。 ・前各号に類する事由があったこと。 <p>(2) 世帯に属するすべての被保険者が次に掲げる医療に関する給付を受けることができる場合(国民健康保険法施行規則第5条の5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療 ・児童福祉法の結核に係る療育の給付及び障害児施設医療 ・予防接種法の医療 ・障害者自立支援法の自立支援医療及び療養介護医療 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の措置入院医療 ・麻薬及び向精神薬取締法の措置入院医療 ・母子保健法の養育医療 ・独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の副作用救済給付の医療及び感染救済給付の医療 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の入院措置及び結核患者の医療 ・石綿による健康被害の救済に関する法律の医療 ・新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法の医療 ・沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の精神、結核医療 ・長期特定疾病(人工透析、血友病、後天性免疫不全症候群)の医療 ・児童福祉法の助産施設への入所措置、乳児院、児童養護施設、知的障害施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは自動自立支援施設への入所、指定国立療養所等への委託措置又は一時保護に係る医療 ・進行性筋萎縮症者療養費等給付事業に係る医療 ・特定疾患治療研究事業に係る医療 ・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療 ・毒ガス障害者救済対策事業に係る医療 ・公害医療研究費の治療費 ・先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に係る医療 ・水俣病の治療費
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月28日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部健康づくり推進課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	国民健康保険税滞納の場合の保険給付の一時差止
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	国民健康保険法 第63条の2
基準規定	国民健康保険法施行令 第1条 第29条の5 国民健康保険法施行規則 第32条の2～5
処分基準	<p>1. 保険給付の差し止め (1) 保険給付の差し止め 国民健康保険法第63条の2第1項の規定により、保険給付を受けることができる世帯主が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から1年6か月(国民健康保険法施行規則第32条の2)が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、災害その他の特別の事情があると認められる場合を除き、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。 なお、国民健康保険法第63条の2第2項の規定により、当該保険料の納期限から1年6か月が経過しない場合においても、災害その他の特別の事情があると認められる場合を除き、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。</p> <p>(2) 災害その他の特別の事情 「災害その他の特別の事情」とは、国民健康保険法施行令第29条の5において準用する同法第1条の規定により、次に掲げるものをいう。 ・世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。 ・世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。 ・世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。 ・世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。 ・前各号に類する事由があったこと。</p> <p>2. 保険給付から保険料額への充当 国民健康保険法第63条の2第3項の規定により、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主であって、保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、あらかじめ当該世帯主に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主が滞納している保険料額を控除することができる。</p>
聴聞・弁明手続	適応除外
更新日	平成29年3月28日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部健康づくり推進課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	後期高齢者医療に係る保険料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	高齢者の医療の確保に関する法律 第104条
基準規定	上天草市後期高齢者医療に関する条例 第3条
処分基準	<p>高齢者の医療の確保に関する法律第104条の規定により、後期高齢者医療に要する費用(財政安定化基金拠出金及び特別高額医療費共同事業に充てるために要する費用を含む。)に充てるため、上天草市後期高齢者医療に関する条例第3条に定める者から保険料を徴収する。</p> <p>保険料の額は、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第5条～第17条の規定する額による。</p>
聴聞・弁明手続	適応除外
更新日	平成29年3月28日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部健康づくり推進課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	後期高齢者医療に係る督促手数料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市後期高齢者医療に関する条例 第5条
基準規定	上天草市後期高齢者医療に関する条例 第5条
処分基準	上天草市後期高齢者医療に関する条例 (保険料の督促手数料) 第5条 納付義務者が納期限までに保険料を完納しない場合においては、市長は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、広域連合条例第18条第1項の規定により保険料の徴収が猶予されている場合は、この限りではない。 2 前項の督促手数料は督促状一通について、100円とする。
聴聞・弁明手続	適応除外
更新日	平成29年3月28日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部健康づくり推進課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	後期高齢者医療に係る延滞金の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市後期高齢者医療に関する条例 第6条
基準規定	上天草市後期高齢者医療に関する条例 第6条 上天草市税条例 第19条
処分基準	<p>上天草市後期高齢者医療に関する条例 (延滞金) 第6条 納付義務者が納付期限後に保険料を納付する場合における延滞金の計算及び納付については、上天草市税の例による。</p> <p>上天草市税条例 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5、第47条の4第1項、第53条の7、第67条、第83条第2項、第102条第2項、第105条又は第145条第3項の納期限後に納付し、又は納入する税額 当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間</p> <p>(2) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1か月を経過する日までの期間</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1か月を経過する日までの期間</p>
聴聞・弁明手続	適応除外
更新日	平成29年3月28日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康づくり推進課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	後期高齢者医療に係る過料
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市後期高齢者医療に関する条例 第7条
基準規定	上天草市後期高齢者医療に関する条例 第7条～第9条
処分基準	<p>上天草市後期高齢者医療に関する条例 (過料)</p> <p>第7条 市長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第8条 市長は、偽りその他不正の行為により保険料又はこの条例の規定による徴収金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>第9条 前2条に規定する過料の額は、情状により、市長が定める。 2 (略)</p>
聴聞・弁明手続	適応除外
更新日	平成29年3月28日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部健康づくり推進課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	スパ・タラソ天草の利用の制限
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市交流センタースパ・タラソ天草の設置及び管理に関する条例 第6条
基準規定	上天草市交流センタースパ・タラソ天草の設置及び管理に関する条例 第6条
処分基準	<p>(利用の制限)</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、許可を受けた利用の目的に違反したとき。</p> <p>(2) 利用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3) 利用者が許可書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。</p> <p>(4) 天災地変その他避けることができない事由により必要があると認められるとき。</p> <p>(5) 公益上必要があると認められるとき。</p> <p>(6) その他施設の管理上特に必要があると認められるとき。</p>
聴聞・弁明手続	適応除外
更新日	平成29年3月28日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:健康福祉部健康づくり推進課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	上天草市交流センタースパ・タラソ天草の利用料金の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市交流センタースパ・タラソ天草の設置及び管理に関する条例 第7条
基準規定	上天草市交流センタースパ・タラソ天草の設置及び管理に関する条例 第7条
処分基準	<p>(利用料金) 第7条 利用者は、指定管理者にスパ・タラソ天草の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。 2 利用料金は、別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p>
聴聞・弁明手続	即日
更新日	平成29年3月28日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:総務企画部総務課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	地縁による団体の認可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	地方自治法第260条の2第1項
基準規定	地方自治法第260条の2第2項～第4項 地方自治法施行規則第18条
審査基準	<p>(1) 認可地縁団体の認可は、地縁による団体のうち以下の①から④までに該当するものについて、その団体の代表者が行う申請に基づいて行う。</p> <p>① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。</p> <p>② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>③ その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。</p> <p>④ 規約を定めていること。</p> <p>(2) 規約には、以下の①から⑧までの事項が定められていなければならない。</p> <p>① 目的</p> <p>② 名称</p> <p>③ 区域</p> <p>④ 主たる事務所の所在地</p> <p>⑤ 構成員の資格に関する事項</p> <p>⑥ 代表者に関する事項</p> <p>⑦ 会議に関する事項</p> <p>⑧ 資産に関する事項</p> <p>(3) (1)の②の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。</p> <p>(4) (1)の申請は、団体の代表者が、申請書に以下の①から⑧までの書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。</p> <p>① 規約</p> <p>② 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類</p> <p>③ 構成員の名簿</p> <p>④ 申請時に不動産又は不動産に関する権利等(以下「不動産等」という。)を保有している団体にあつては保有資産目録、申請時に不動産等を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録</p> <p>⑤ その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類</p> <p>⑥ 申請者が代表者であることを証する書類</p> <p>⑦ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第2項に規定する特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には、租税特別措置法施行令第44条の2第1項に規定する総務大臣が定める基準を満たすことを明らかにする書類</p> <p>⑧ 地方税法附則第41条第3項に規定する特定一般社団法人又は同項に規定する特定一般財団法人が認可地縁団体に移行する場合には、地方税法施行令附則第23条第7項に規定する総務大臣が定める基準を満たすことを明らかにする書類</p>
標準処理期間	14日 ただし、事前協議を含めると概ね3か月
更新日	

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署: 総務企画部総務課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	認可地縁団体の認可の取消し
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	地方自治法第260条の2第14項
基準規定	
処分基準	未設定理由: 将来的に処分の対象の発生が見込まれるものの、過去に処分の実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	